

○議事日程

令和4年3月4日（金） 第2日

- | | | |
|------|----------------|---|
| 第 1 | 会議録署名議員の指名について | |
| 第 2 | 承認第 1 号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 第 3 | 議案第 1 号 | 岐南町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第 4 | 議案第 2 号 | 岐南町議会議員の議員報酬、旅費及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第 5 | 議案第 3 号 | 岐南町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第 6 | 議案第 4 号 | 岐南町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第 7 | 議案第 5 号 | 岐南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第 8 | 議案第 6 号 | 岐南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について |
| 第 9 | 議案第 7 号 | 岐南町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第 10 | 議案第 8 号 | 岐南町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について |
| 第 11 | 議案第 9 号 | 羽島郡二町教育委員会共同設置規約の変更に関する協議について |
| 第 12 | 議案第 10 号 | 令和3年度岐南町一般会計補正予算について |
| 第 13 | 議案第 11 号 | 令和3年度岐南町国民健康保険特別会計補正予算について |
| 第 14 | 議案第 12 号 | 令和3年度岐南町介護保険特別会計補正予算について |
| 第 15 | 議案第 13 号 | 令和3年度岐南町後期高齢者医療特別会計補正予算について |
| 第 16 | 議案第 14 号 | 令和4年度岐南町一般会計予算について |
| 第 17 | 議案第 15 号 | 令和4年度岐南町国民健康保険特別会計予算について |
| 第 18 | 議案第 16 号 | 令和4年度岐南町介護保険特別会計予算について |

- | | | |
|-----|--------|---------------------------|
| 第19 | 議案第17号 | 令和4年度岐南町後期高齢者医療特別会計予算について |
| 第20 | 議案第18号 | 令和4年度羽島郡二町教育委員会特別会計予算について |
| 第21 | 議案第19号 | 令和4年度岐南町水道事業会計予算について |
| 第22 | 議案第20号 | 令和4年度岐南町下水道事業会計予算について |
| 第23 | 同意第1号 | 岐南町監査委員の選任同意を求めることについて |



○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり



○出席議員

10名

1	番	長谷川	淳	君
2	番	村山	博司	君
3	番	松本	暁大	君
4	番	三宅	祐司	君
5	番	後藤	友紀	君
6	番	松原	浩二	君
7	番	櫻井	明	君
8	番	渡邊	憲司	君
9	番	木下	美津子	君
10	番	岩田	晴義	君



○欠席議員

なし



○説明のため出席した者の職氏名

町	長	小島	英雄	君
副町	長	坂口	正	君
教育	長	野原	弘康	君
会計管理	者	井上	哲也	君
総務部	長	傍島	敬隆	君
総合政策部	長	三輪	学	君
福祉部	長	小関	久志	君

土	木	部	長	安	田	悟	君
住	民	部	長	堀	場	康	伸
総	務	課	長	記	野	雅	之
財	政	課	長	服	部	貴	司
総	合	政	策	課	長	撰	田
						真	広
						君	



○職務のため出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	朝	倉	修	一
書					記	渡	邊	二	志
						夫			



開議

午前10時 開議

○議長（松原浩二君） ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付申し上げたとおりであります。



第1 会議録署名議員の指名について

○議長（松原浩二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、議長において3番
松本暁大議員、4番 三宅祐司議員の両名を指名します。



第2 承認第1号

○議長（松原浩二君） 日程第2、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
（令和3年度一般会計補正予算について）を議題とします。

（議案掲載省略）

○議長（松原浩二君） 本案件については既に説明が終わっておりますので、これより
質疑を許します。質疑はありませんか。

（質疑なし）

○議長（松原浩二君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。
これより討論を許します。討論はありませんか。

（討論なし）

○議長（松原浩二君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。

これより採決します。承認第1号を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 議長（松原浩二君） 起立全員であります。よって、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度一般会計補正予算について）は、原案のとおり可決されました。



第3 議案第1号

- 議長（松原浩二君） 日程第3、議案第1号 岐南町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

(議案掲載省略)

- 議長（松原浩二君） 本案件については既に説明が終わっておりますので、これより質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

- 議長（松原浩二君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第1号 岐南町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、総務住民常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

- 議長（松原浩二君） ご異議なしと認めます。よって、議案第1号については総務住民常任委員会に付託いたします。



第4 議案第2号

- 議長（松原浩二君） 日程第4、議案第2号 岐南町議会議員の議員報酬、旅費及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

(議案掲載省略)

- 議長（松原浩二君） 本案件については既に説明が終わっておりますので、これより質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○議長（松原浩二君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第2号 岐南町議会議員の議員報酬、旅費及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例については、総務住民常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（松原浩二君） ご異議なしと認めます。よって、議案第2号については総務住民常任委員会に付託いたします。

—————◇—————

第5 議案第3号

○議長（松原浩二君） 日程第5、議案第3号 岐南町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

—————
(議案掲載省略)
—————

○議長（松原浩二君） 本案件については既に説明が終わっておりますので、これより質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○議長（松原浩二君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第3号 岐南町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、総務住民常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（松原浩二君） ご異議なしと認めます。よって、議案第3号については総務住民常任委員会に付託いたします。

—————◇—————

第6 議案第4号

○議長（松原浩二君） 日程第6、議案第4号 岐南町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

—————
(議案掲載省略)
—————

○議長（松原浩二君） 本案件については既に説明が終わっておりますので、これより質疑を許します。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

○議長（松原浩二君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第4号 岐南町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、総務住民常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（松原浩二君） ご異議なしと認めます。よって、議案第4号については総務住民常任委員会に付託いたします。



第7 議案第5号

○議長（松原浩二君） 日程第7、議案第5号 岐南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

(議 案 掲 載 省 略)

○議長（松原浩二君） 本案件については既に説明が終わっておりますので、これより質疑を許します。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

○議長（松原浩二君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第5号 岐南町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、総務住民常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（松原浩二君） ご異議なしと認めます。よって、議案第5号については総務住民常任委員会に付託いたします。



第8 議案第6号

○議長（松原浩二君） 日程第8、議案第6号 岐南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

(議 案 掲 載 省 略)

○議長（松原浩二君） 本案件については既に説明が終わっておりますので、これより

質疑を許します。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

○議長（松原浩二君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第6号 岐南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、福祉土木常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（松原浩二君） ご異議なしと認めます。よって、議案第6号については福祉土木常任委員会に付託いたします。



第9 議案第7号

○議長（松原浩二君） 日程第9、議案第7号 岐南町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

(議 案 掲 載 省 略)

○議長（松原浩二君） 本案件については既に説明が終わっておりますので、これより質疑を許します。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

○議長（松原浩二君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第7号 岐南町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例については、総務住民常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（松原浩二君） ご異議なしと認めます。よって、議案第7号については総務住民常任委員会に付託します。



第10 議案第8号

○議長（松原浩二君） 日程第10、議案第8号 岐南町消防団員等公務災害補償条例一部を改正する条例についてを議題とします。

(議 案 掲 載 省 略)

○議長（松原浩二君） 本案件については既に説明が終わっておりますので、これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（質 疑 な し）

○議長（松原浩二君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第8号 岐南町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、総務住民常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（松原浩二君） ご異議なしと認めます。よって、議案第8号については総務住民常任委員会に付託いたします。



第11 議案第9号

○議長（松原浩二君） 日程第11、議案第9号 羽島郡二町教育委員会共同設置規約の変更に関する協議についてを議題とします。

（議 案 掲 載 省 略）

○議長（松原浩二君） 本案件については既に説明が終わっておりますので、これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（質 疑 な し）

○議長（松原浩二君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。

これより討論を許します。討論はありませんか。

（討 論 な し）

○議長（松原浩二君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。

これより採決します。議案第9号を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛 成 者 起 立）

○議長（松原浩二君） 起立全員であります。よって、議案第9号 羽島郡二町教育委員会共同設置規約の変更に関する協議については、原案のとおり可決されました。



第12 議案第10号

○議長（松原浩二君） 日程第12、議案第10号 令和3年度岐南町一般会計補正予算についてを議題とします。

(議案掲載省略)

○議長（松原浩二君） 本案件については既に説明が終わっておりますので、これより質疑を許します。質疑はありませんか。

5番 後藤友紀議員。

○5番（後藤友紀君） 5番議員の後藤でございます。令和3年度岐南町一般会計補正予算について、大きく3つの項目について質疑をさせていただきたいと思っております。

まず、1つ目は基金についてです。

令和2年度決算において実質収支金額は4億8,000万円、そのうち前年度実質収支分3億6,000万円を差し引くと、単年度収支は約1億2,000万円の黒字と言えるが、一方で決算上では財政調整基金を3億9,000万円繰り入れ、積立金として2億円を積んだことにより、実質単年度収支としては6,700万円の赤字と言える状況でした。

10月議会の決算特別委員会でも財政健全化に向けた方針についてお尋ねをいたしました。今年度の最終的な補正予算の諸支出金の基金費の補正から改めて財政における基金についての基本的な方針をお聞かせください。

次に、庁舎東側駐車場整備の予算減額について5点質疑させていただきます。

10月議会に緊急性が高いとして庁舎東側駐車場整備費として補正予算が計上され議決されましたが、今回の補正予算において予算が削除される議案が提出されています。予算削除に至った経緯をお尋ねいたします。

次に、10月議会において、町長から「地主さんから、もし役場で必要があれば買ってほしい」という申出があったと岩田議員の質疑で答弁されており、地主側から積極的に購入してほしい意志が聞き取れます。しかし、結果購入できなかったということで予算計上に至るまでの手続に問題はなかったかどうか。問題がなかったとすると、購入できなかった原因はどこにあるのかをお尋ねいたします。

次に、購入できなかったことで予算計上までに要した経費はどのくらいだったか。結果的に税金を無駄にすることになりましたが、その責任の所在をお答えください。

次に、当初よりこの関連予算については全て補正での提案であったことから、必要性が高く、緊急性のあった課題だと認識しておりますが、購入に至らなかったことで課題は積み残されたままとなっています。駐車場は今後どのように確保されるつもりか、お尋ねをいたします。

最後に、今後の土地購入など財産取得において、購入できるかどうか不確実なものが議会に上程される可能性を残したこととなりましたが、意思決定機関である議会に

上程する議案に対してはより慎重な協議の下になされるべきであります。執行権者として意思決定を担う議会に対して提案する議案への考え方と取扱いについて、二度とこのようなことがないように今後どのような態勢で挑むつもりか、お聞かせください。

次に、最後になりますが、体育施設改修工事等の減額修正について3点質疑します。

令和3年度の新規事業であり、今年度実施予定であった体育館の改修工事が実施できずに減額修正となっています。議会に対しての詳細な説明がありませんでしたが、なぜこうなったのか、説明を求めます。

次に、入札が不調となったとのことですが、2度目の入札時にどのような対応をしたか、お尋ねをいたします。

最後に、2度目の入札が不調となり、年度内に事業が完成しない事態となりましたが、議決したものの年度内実施は原則であると考えます。執行権者としての責任を重く受け止めるべきであります。このことについてどう考えているか、お聞かせください。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（松原浩二君） 傍島敬隆総務部長。

○総務部長（傍島敬隆君） 議案第10号 令和3年度岐南町一般会計補正予算についての後藤議員のご質疑にお答えいたします。

まず、1つ目の基金についてでございます。

基金については、大きく分けて財源調整のために設置される財政調整基金と特定の目的のために設置される特定目的基金に分けられます。財政調整基金は、経済事情の著しい変動等により財源が著しく不足する場合や、災害等により経費が生じる場合などに備えるための必要な基金であり、したがって今後も適正規模の残高を確保する必要がございます。

令和2年度決算時の財政調整基金の保有残高は7億1,589万円でしたが、令和3年度の決算見込みといたしましては、今回の補正予算において基金の積立額を増やし、またなおかつ基金からの繰入れを減らしましたので、本年度の決算といたしましては10億円まで回復する見込みとなっております。

一般的には財政調整基金は標準財政規模の10%から20%が適正とされております。これを本町に当てはめてみますと、令和3年度の本町の標準財政規模が57億1,602万円であるため、おおむね5億円から11億円強が適正規模であると考えられます。よって、令和3年度末現在の予定の基金保有残高としては、10億円というのは適正であるというふうに認識しております。

また、近年は歳出に対する歳入の不足分を補うために、財政調整基金を取り崩して財政運営を行っておりますが、将来にわたって健全な財政を維持していくためにも「入

るを量りて出ざるを為す」という言葉にもございますとおり、その年度の歳入によってその年度の歳出を賄う。収支が均衡した財政運営を目指しつつ、住民サービスを行う上で真に必要な事業を厳選して実施し、なおかつ適正規模の基金の確保ということにも努めてまいりたいと考えております。

続きまして、2つ目のご質疑でございます。用地の買収のお話でございます。

議員ご質疑の職員駐車場用地につきましては、令和3年度の年度当初より地主の方と用地買収の交渉を進めてまいりました。地主の方とは買収についておおむね合意をいただいた段階で用地の測量業務委託料27万円、不動産鑑定評価委託料26万3,000円、これらの費用を令和3年6月の定例会に補正予算として上程し、ご議決をいただきました。

その後、測量により面積が確定し、不動産鑑定評価額が確定したことを受け、10月定例会に用地取得費や工事請負費等の用地取得に必要な経費を補正予算として計上し、こちらもご議決をいただきました。これらのことと並行しまして、地主の方には用地買収の流れや税金の控除の有無、議会、予算等のスケジュールなどを説明しつつ用地交渉を進めてまいりました。

10月の定例会での用地取得費等の議決を経て、町有財産評価委員会において不動産鑑定評価額を参考に当該用地の取得価格が決定され、その価格をもって地主の方との最終調整に入りましたが、「考えるので少し待っていただきたい」という旨のお返事をいただき、後日の交渉の際に、最終的には金額の折り合いがつかずお断りをされた次第であります。

用地買収は地主の方との交渉事でありますので、用地交渉していく過程におきましては、大体の金額ということでは進められませんので、用地の確定測量や不動産鑑定評価費用などは買収価格を決める上で必ず必要となってくる経費でございます。

今回の件は、非常に残念ながら実を結ばず申し訳なく思っております。今後はこのようなことが極力起こらないよう、今回のケースを教訓に今まで以上により慎重に地主の方と信頼関係を構築しつつ、密に協議を進めていく必要があると考えております。

また、議員ご懸念の駐車場の確保につきましては、今年の1月に岐阜国道事務所に伺い、再度占有許可をいただけるよう経緯を説明し、現在令和4年4月から令和7年3月末までの3年間の占有延長の許可がいただけるよう話を進めておるところでございます。ただし、岐阜国道事務所からは、許可が下りた場合でも、この3年間の延長が最終であるということをおっしゃっております。

今後は占有期間内の駐車場確保に向け、役場周辺の土地取得が可能か、これを調査しつつ、それと並行いたしまして、役場周辺の町有施設が利用できるかについても視

野に入れて計画を立てて整備できるよう検討していく予定でございます。

○議長（松原浩二君） 堀場康伸住民部長。

○住民部長（堀場康伸君） 後藤議員の体育施設改修工事の減額修正についてお答えいたします。3つ質問がございますが、関連がございますので、一括にてお答えさせていただきます。

総合体育館外壁改修工事につきましては、特定建築物の定期検査の結果、外壁タイルに下地面からの浮きが多数発見され、強い地震の際に剥がれ落ちる可能性が高いとの指摘を受け、今年度新規事業として1,435万5,000円の予算を計上し、改修を予定しておりました。

入札につきましては、年度当初に設計内容の見直しや検討を行い、1回目を10月に執行いたしました。8社指名した業者8社とも辞退ということで、理由を聞いたところ、主な理由は管理技術者不足という回答でございました。

早速設計書の中身を再検討し、単価や窓枠部の雨仕舞の施工方法を一部見直し、1回目の違う業者7社を指名し、再度11月に入札を執行いたしました。やはり不調となっていました。7社中7社が辞退ということであり、主な理由は管理技術者不足や改修費用の不足でございました。別工法での施工や、12月の増額補正なども検討いたしました。最終的に残りの工期なども総合的に考慮し、令和4年度に見送ることといたしました。

議会に対する説明ですが、令和4年度予算に再度計上いたしましたので、2月24日の予算説明会にて簡単ではございますが、ご説明をさせていただき、再度3月10日の予算特別委員会で説明をさせていただく予定でございます。

予算の執行ができなかったことにつきましては、担当部長として大変申し訳なく思っておりますが、来年度は安心安全な施設の修繕をできるだけ早く実施したいと考えております。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 10番 岩田晴義議員。

○10番（岩田晴義君） 議長のお許しをいただきましたので、3項目ぐらいご質問をしたいと思っております。

先ほどの後藤議員のお話の中の土地の駐車場の購入、18ページですね、4,590万2,000円、非常に大きな金額の減額、ある面ではこの5階から見たときに土地の形状としては非常に自然的だなというふうに思ったわけですが、私はこの購入に対して一から反対でありましたので、結果はよしとした中で、不用額が出たということに対しての、要するに執行部側に対してのやはりきちっとした対応ということが必要である

と。

大体年度替わりになりますと、3億ぐらいの不用額が出てまいりますけれども、これがもっと大きくなるということは、やはり当初の予算の決め方が甘いという考え方になるわけでありまして。そういう中で余ったお金の中で、27ページ、財政調整基金公共云々と基金を積み立てておみえになります。初めからこういう基金なんていうのは、当初予算の中で出てくるはずなんです。余ったから基金に積む、これも一つの手だと思います。しかし、できるだけ有効的な予算編成、先ほどの体育館でもそうですね。入札不成立やというようなことが2回も起きたということは何だということがよくわかるはずですね。物価がやはり上がれば、そのように補正にてそちらのほうに回すとかというようなことをやっていくということが必要であります。

今後このようなことがあってはなりませんので、再度僕の言う予算の組み方、不用額が余りにも増えることに対しての行政側の明解なご答弁をいただきたいと思っております。当然今年度予算、令和4年度予算、そういうようなものに対してもそういうことがないようにひとつお願いして私の質問と要望を含めてでございます。

終わります。

○議長（松原浩二君） 傍島敬隆総務部長。

○総務部長（傍島敬隆君） ただいまの岩田議員のご質疑にお答えいたします。

予算編成に当たりましては、毎年度頭を悩ませておるところが現状でございます。その中で不用額が出ないように、例えば燃料費につきましてもシビアに積算をして見積もりを取って、あるいは年度ごとの計算をして平均値を取るなり、最大値を有効に利用して積算をいたしております。

当然ながら工事につきましても、委託契約につきましても入札を行いますと、多少の不用額というか、入札差金が生れますので、それらが不用額になってまいる場合が多いんですが、そちらにつきましてもシビアに見させていただいて、年度末にがばっと下げるのではなく、その都度その都度ということで減額をさせていただいて、その差額につきましても、ほかの事業に流用するというのではなく、また補正予算等におきまして、ほかの事業に必要であれば、そちらのほうでしっかりと金額を組んで、落とすところは落とす、上げるところは上げる、計上するところは計上するというのでやらせていただいておりますので、不用額がそんなにたくさん出るということはないと考えております。予算編成はさせていただいております。

たまたま当初予算の編成におきまして、財政調整基金を繰入れするという予算にはなってございますが、こちらにつきましても、不用額でカバーできるのであれば、財政調整基金も投入することなく、年度末に繰入れをいたしませんでしたという今回の

ような補正予算になりますが、途中でも今回も10月の補正予算でも財政調整基金を積んでおりますし、積立てをいたしておりますので、繰入額にもよりますし、不用額の発生状況におきましても、基金を有効に活用して、あるいは取り崩すことなく進められるよう予算編成にも苦慮しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） ほかに質疑はありませんか。質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。

これより討論を許します。討論はありませんか。

（討論なし）

○議長（松原浩二君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより採決します。議案第10号を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（松原浩二君） 起立多数であります。よって、議案第10号 令和3年度岐南町一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。



第13 議案第11号

○議長（松原浩二君） 日程第13、議案第11号 令和3年度岐南町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とします。

（議案掲載省略）

○議長（松原浩二君） 本案件については既に説明が終わっておりますので、これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（質疑なし）

○議長（松原浩二君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。

これより討論を許します。討論はありませんか。

（討論なし）

○議長（松原浩二君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。

これより採決します。議案第11号を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（松原浩二君） 起立全員であります。よって、議案第11号 令和3年度岐南町

国民健康保険特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。



第14 議案第12号

○議長（松原浩二君） 日程第14、議案第12号 令和3年度岐南町介護保険特別会計補正予算についてを議題とします。

（議案掲載省略）

○議長（松原浩二君） 本案件については既に説明が終わっておりますので、これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（質疑なし）

○議長（松原浩二君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。これより討論を許します。討論はありませんか。

（討論なし）

○議長（松原浩二君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。これより採決します。議案第12号を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（松原浩二君） 起立全員であります。よって、議案第12号 令和3年度岐南町介護保険特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。



第15 議案第13号

○議長（松原浩二君） 日程第15、議案第13号 令和3年度岐南町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題とします。

（議案掲載省略）

○議長（松原浩二君） 本案件については既に説明が終わっておりますので、これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（質疑なし）

○議長（松原浩二君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。これより討論を許します。討論はありませんか。

（討論なし）

- 議長（松原浩二君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。
これより採決します。議案第13号を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（松原浩二君） 起立全員であります。よって、議案第13号 令和3年度岐南町後期高齢者医療特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

—————◇—————

第16 議案第14号から第22 議案第20号まで

- 議長（松原浩二君） 次に、日程第16、議案第14号から日程第22、議案第20号までの7案件を一括して議題とします。

—————
（議案掲載省略）
—————

- 議長（松原浩二君） この7案件については、この後議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、付託したいと思いますので、質疑は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

- 議長（松原浩二君） ご異議なしと認めます。よって、質疑は省略します。
お諮りします。議案第14号から議案第20号までの7案件については、議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

- 議長（松原浩二君） ご異議なしと認めます。よって、議案第14号から議案第20号までの7案件については、議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

なお、予算特別委員会の正副委員長には、委員長に櫻井 明議員、副委員長に後藤友紀議員とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

- 議長（松原浩二君） ご異議なしと認めます。よって、予算特別委員会の正副委員長は、委員長に櫻井 明議員、副委員長に後藤友紀議員に決定いたしました。

—————◇—————

第23 同意第1号

- 議長（松原浩二君） 日程第23、同意第1号 岐南町監査委員の選任同意を求めるこ

とについてを議題とします。

(議案掲載省略)

○議長（松原浩二君） 本案件については既に説明が終わっておりますので、これより質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○議長（松原浩二君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。これより討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

○議長（松原浩二君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。これより採決します。同意第1号を原案のとおり選任同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（松原浩二君） 起立全員であります。よって、同意第1号 岐南町監査委員の選任同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定いたしました。

◇

散会

○議長（松原浩二君） 以上をもって本日の議事日程は全部終了しました。

明日から3月15日までの11日間は議事の都合により休会とし、3月16日午前10時から会議を開きます。

午前10時38分 散会

◇

本会議録の正当であることを認め、ここに署名する。

岐南町議会議長

松原浩二

岐南町議会議員

松本暁大

岐南町議会議員

三宅祐司

